

## 市税に係る減免措置調査票

		所属名	福祉局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税・法人市民税・ <u>固定資産税</u> 軽自動車税・事業所税	
	減免内容	障がい者職業能力開発訓練施設	
	減免内容 (該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 13 号 <u>規則</u>	
② 財政支援の必要性		<p>(1) 政策目的 障がい者施策</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 当該施設は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者能力開発訓練を実施する施設であり、一般企業への就労が困難な知的障がい者に対して、企業就労に必要な知識や技能を指導するとともに、就労に向けた各種訓練事業や実習を行い、職業自立を支援している。 収益性のある事業を行っておらず、利用者からは利用料を徴収せず無料で運営している。 利用者である障がい者への安定的な就業支援・就業促進を行うためには、当該施設の運営費負担の軽減を図り、効果的な訓練・実習等が行えるよう、引き続き固定資産税の減免による支援を行うことが必要である。</p>	
③ ②で財政支援の必要性があった場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		<p>就職に向けて様々な困難要因を抱える障がい者にとっては、職業的自立を促進するための行政施策が特に必要となるところである。当該施設が実施する職業訓練を修了したもののからは毎年多くの就職者を輩出しており、本市施策への貢献度は極めて大きいと考える。 当該施設が安定的な事業推進を維持するためには、運営費負担の軽減を図ることが必要であるため、市税の減免措置についても引き続き必要であると考えます。</p> <p>なお、障がい者に関する税制上の措置については、地方公共団体の責務でもある。 (参考) 障害者基本法 (経済的負担の軽減) 第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。</p>	

## 《所属の意見等》

- 当該施設の運営は、本市の補助金、大阪府からの委託料、高齢・障害者雇用支援機構の運営助成金により賄われており、収益性のある事業を行っていない。
- また、職業能力開発促進法第23条に基づき、利用者からは実費負担を除いては利用料を徴収せず無料で運営を行っている。このため、十分な担税力がなく引き続き市税の減免措置が必要である。
- 市税の減免制度を廃止し、新たな補助制度により対応するとした場合、次のように事務の煩雑化を招くこととなる。

## 〔現行〕

現金の納付の手続きがなく簡便である。

- ・市税の減免の申請(対象者)
- ・減免の手続き(行政)

## 〔変更後〕

対象者、行政ともに、市税納付と補助金交付という二重の事務手続きが生じる。

- ・市税の納付、補助金の申請(対象者)
- ・市税の収納、補助金の審査、補助金の給付(行政)

(市税を滞納している者に補助金を給付してしまう恐れがあり、それを避けるためには、納税証明の提出を求める必要がある。)

- 当該減免については、対象者の要件が条例で明記され、透明性は確保されており、事務の煩雑化を伴う補助制度化によって透明化を図る必要はない。